

橘処理センター整備事業
解体撤去工事に関わる説明会議事録

開催日時：平成２９年５月２６日（金）

１８：３０～２０：００

場所：川崎市民プラザ ２階会議室

説明資料【橘処理センター解体撤去工事】に基づき、橘処理センター解体撤去工事について、市職員から説明。

続いて質疑応答。

（市職員） 質疑応答に入らせていただきます。会の進行上、質問を続けて３問お受けしまして、まとめて市の担当より回答するという形で進めさせていただきます。それでは、質問のある方は挙手をお願いします。

（住民） 「その１工事で仮囲いを行った」ということで、これから「その２工事」というお話ですが、現在赤いライン上【資料４ページ】の全部が仮囲いされているとは思わないのですが、現状の仮囲いがその１ということ、このまま引き続き赤いラインについては全部仮囲いをするということですか。

（市職員） 今後の解体工事の中で、さらに囲いまして最終的に赤いライン上を仮囲いします。

（住民） 分かりました。防音シートはそれに伴って仮囲いの位置全部をやるわけではないのですか。

（市職員） 敷地の境界につきましては基本フラットパネルになります。ただ、高低差がある敷地なので、フラットパネルが敷き並べられないところに対しては防音シートで対応していくという形になります。

（住民） 分かりました。

（市職員） 他にございますでしょうか。

（住民） 資料２０ページの環境調査測定値管理方法ですが、騒音とかがうるさかったらメールが飛ぶとかそういう仕組みになっているのですよね。これは第三者が確認できる内容になっているのですか。「作業を中止しなさい」という指示が守られているかどうか知る術はあるのですか。結局、無視して進めてしまえば、誰も気付かないことになるのではないのでしょうか。

（市職員） 続けて御質問をいただいて、まとめて回答させていただきます。

（住民） 完成まではどのくらいかかるのですか。

（市職員） その他、御質問はございますでしょうか。

（住民） 資料１６ページのスケジュールの中で、環境調査をしながらやっていくと思

うのですが、その調査した結果というのは、みんなが分かるようにホームページ等に出されるのですか。

(市職員) それでは、御質問を切らせていただいて、回答に入らせていただきたいと思います。

(市職員) 先ほどの騒音の管理値等はパソコンで記録しておりますので、それをまた後日ホームページ他でも公開してまいります。環境調査についても、調査結果をホームページで公開してまいります。

(市職員) 出来上がりについては、展示されている模型の形に完成するのは、平成35年中旬を予定しておりますので、今しばらく先になります。

(住民) 先ほどの、数値管理をして公開するというのはわかりました。管理値の中で数値管理を行い、測定値が管理値を大幅に超えることが常時あれば是正してもらえるのですか。

(市職員) そういった状況が常時出ていけば、原因を特定して改善してまいります。

(住民) 騒音と振動の数値ですが、一般的に騒音80dB、振動70dBというと、普通に生活していてどういう形で影響があるのか教えて下さい。

(市職員) 川崎市のホームページでも騒音、振動の感覚を表示しておりますが、騒音80dBというのは、地下鉄の車内ぐらいをイメージすると一般的に言われています。振動70dB程度は、屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じると、一般的には言われています。

(市職員) その他、御質問はございますでしょうか。

(住民) 除染作業や解体作業をする時は、ある程度防音シートなどで囲いながら作業されると思うのですが、風の強い日等の近隣への影響、飛散はどれくらいなのか教えて下さい。

(市職員) ダイオキシン類等がという意味でしょうか。

(住民) あと粉じんです。

(市職員) その他、御質問はございますでしょうか。

(住民) 資料14ページの作業時間・工事車両ですが、これは第3京浜道路方面から入って246号線方面に行くのですが、最終的にはどこに行くのですか。目の前の道路しか書かれてないのですが、その先はどこにもって行くのですか。

(市職員) まず、先ほどの除染作業の話ですが、除染作業を行う時は建物の開口部や、扉の隙間を目張りした上で除染する機械の外側をもう1回養生します。建物の中でシート等を使って養生しますので、風で飛ばされること等はなく、外に飛散することはないかと思っています。ただし、100%とは言い切れませんので、先ほど御説明があったように、騒音振動と一緒に粉じんも測定して、その中で敷地外に飛んでいかないことを管理していこうと考えておりま

す。

(住民) 解体作業もですか。

(市職員) はい。

(市職員) 先ほどの工事車両の件ですが、第3京浜道路側の方から246号線まで抜けますので、途中の細い道には入らない運行形態でやってまいります。

(市職員) その他、御質問はございますでしょうか。

(住民) このような処理場の解体工事、建設工事を川崎市は過去に何回位経験していますか。

(市職員) 完全に焼却場を全て解体したというのは、直近で言いますと王禅寺処理センターが麻生区にございまして、そちらの解体作業を以前やっております。その前になりますと、一部の建物を解体して、中の機器をそっくり入れ替えるという実績が多数あります。

(住民) では今回は2回目ですか。

(市職員) 完全解体となると2回目になります。今回のようなストーカ炉を含む大規模な焼却施設となりますと2回目です。

(住民) 過去の経験を活かして、安全確認しながら作業を進めてもらいたいと思います。

(市職員) はい。

(市職員) その他、御質問はございますでしょうか。

(住民) 粉じんのことですが、測定して表示するというお話ですが、測定基準はどうやって分かるものですか。

(市職員) 測定方法という意味でしょうか。

(住民) 測定方法と、「数値がどれ位いったら危険だ」「これくらいだったら良い」という意味です。

(市職員) 先ほど「基準値」「管理値」と言いましたが、その基準値の根拠という意味でしょうか。

(住民) そうです。

(市職員) その他、御質問はございますでしょうか。

(住民) 資料19ページに、表示点2という欄があるのですが、こんな建物の裏側に作らないで、表の道路から見えるような位置に移設できないですか。

(市職員) 表示点につきましては、プラザ通り側にも設置させていただいております。

(住民) いつでも見られるということですか。

(市職員) はい、2つの道路に設置しておりますので、それぞれで見られます。

(住民) 続けて、資料18ページのダイオキシン類、アスベスト、粉じんの測定をされているのですが、解体中は毎日測定しますか。もしくは何日おきにするのですか。

- (市職員) 粉じん、騒音、振動については常時設置しておりますので、そちらは常時監視になっております。ダイオキシン類、アスベストにつきましては資料 1 8 ページに示すように、それぞれの回数を測定するように計画しています。
- (住民) 何日に 1 回やるのかを聞いています。
- (市職員) アスベストにつきましては、解体中に 6 日ごとに 1 回となります。
- (住民) ダイオキシン類はどうか。
- (市職員) 解体期間中に 1 度です。
- (住民) 毎日やらないのですか。
- (市職員) ダイオキシン類については、今連続測定をする技術がありません。ただし、ダイオキシン類は燃やしているわけではないので、粉じんと一緒に飛ぶ危険性があります。今回ダイオキシン類を直接測定することができませんので、代わりに粉じんで管理していこうと考えています。
- (住民) ここ【資料 1 6 ページ】には解体中に 1 回と書いてあります。
- (市職員) それはダイオキシン類の測定が 1 回という意味です。常時の測定というのは今できませんので、代わりに粉じんの測定で管理していこうと考えています。
- (住民) はい、分かりました。あと、資料 1 4 ページに、工事車両の台数等、先ほど明確な答えがなかったのですが、解体中の工事車両の平均台数等の数字はないのですか。
- (市職員) 工事車両の台数についてですが、環境影響評価の手続きで想定最大台数というのを出しておりまして、解体工事に関しましては 1 日 5 0 台を最大出入りする台数と考えています。
- (住民) 1 0 トン車で換算して最大 5 0 台ということですが、平均はないのですか。
- (市職員) すみません。今調べますのでお待ちください。
- (住民) それと続いてもう 1 つ。トラックは第 3 京浜道路側から 2 4 6 号線に向かって、その先はどこに行くのですか。
- (市職員) 2 4 6 号線の先は、それぞれの会社のトラックによります。
- (住民) そうではなく、積んでいるものは最終処分場へ向かうのでしょうか。
- (市職員) 解体物についてはそうです。
- (住民) それはどこに持っていくのですか。
- (市職員) 今、産業廃棄物の契約手続きを進めているところで、業者は決まっておりますので、処分先までは決まっていない状況です。
- (住民) 例えばトラックで川崎港に運んで、船がどこに運ぶとか明確な答えを求めています。決まってないから分かりませんでは困ります。
- (市職員) 全部トラックで陸送です。
- (住民) トラックですか、船で運ぶようなことはないですか。

- (市職員)　そうです。そのままトラックで搬出していきます。
- (住民)　はい。総額いくらかかるのかというお話の答えはまだ出ていません。
- (市職員)　解体工事のですか。
- (住民)　そうです。
- (市職員)　解体工事は税抜きで8億1000万円です。
- (市職員)　インターネットで今回の入札の結果は公表しておりますので、解体撤去工事の総額は確認できます。
- (市職員)　先ほどの搬出入車両を平均にすると、というお話ですが、最大が50台で平均すると10～20台の計画となります。
- (市職員)　先ほど、粉じんの数値についての御質問ですが、粉じんには規制値は定められていません。工事前の平常時の状態と今回の解体工事を行ったために出たピークの状態で差が出ますので、その値を常時確認する作業になります。
- (住民)　基準を我々知らないのですが、いくつだから飛んでいる、いくつだから今日は飛んでない等の判断はできますか。アスベストは発がん性もあるということで、この辺は家庭に小さい子供がいる家も多いので、その辺をはっきりしていただかないと困ります。外で遊ばせるとか、その辺に植わっている野菜を食べる等がこの辺の人達は多いと思うので。
- (市職員)　今はまだ解体作業に入っていないので平常時の状態をベースとして、そこから比較して差が大きくなってしまわないよう管理をしてまいります。
- (住民)　測定は機械を使うのですか。
- (市職員)　機械でやります。
- (住民)　それは広範囲で分かるということですか。
- (市職員)　測定機器を置くところは決めていますので、そこでの値になります。資料19ページにA、B、C、Dと4ヶ所あるのですが、そちらに設置する予定です。
- (住民)　その平均値がホームページ見れば出てくるのですか。
- (市職員)　粉じんについて、先ほど騒音振動と一緒に公表していくとお話したと思うのですが、数値だけ並べられても基準値がなければ分からないと思います。我々も分かりませんので、解体前の現在の粉じんを測定して、それをベースにラインを引いて、そこから解体中の粉じんの濃度をグラフ化した表が出させると思います。その表を見ていただければ、常時の値に対し、この時間だけ数値が上がってしまったということで、そこは何かしらの原因で上がったということが想定できます。それについて原因を調べ、そうしたことがないように管理をしていきます。
- (市職員)　その他にございますでしょうか。
- (住民)　今おっしゃられた粉じんの数値が、もし一気に上がったことが分かればその

時点で、工事をストップするという考え方ですか。止めて、原因を究明するのですか。そうしないとこちらは結果しか分らないと思います。常時ホームページを見ているわけでもないです。また、もう一つ質問ですが、この作業日程で月曜日から土曜日、作業時間 10 時間で祝日もやるということですが、これは、日曜日以外は全部やると思って良いですか。

(市職員) はい。また、正月も作業は行いませんが、基本的に、日曜日以外は作業をさせていただきたいと考えています。

(住民) 前後 1 時間で単純にいうと午前 7 時から午後 7 時位までは準備や片付けなどで、人がいらっしゃるという考え方ですか。

(市職員) はい。

(住民) 工事は監視しているので、監理事務所から工事現場に連絡して原因究明のために工事を止める可能性もあると思って良いのですね。

(市職員) はい。

(住民) 了解しました。

(市職員) その他ございますでしょうか。

(住民) 非常に単純な質問ですが、焼却場で泥等をトラックに載せますよね。そうすると、道路で過度に埃が立つと思います。私の家は道路に面しているので、焼却場の車かは分かりませんが、夜中に道路を清掃してくださる車がよくいるのですが、同じように道路の清掃はしていただけますか。

(市職員) トラック等の搬出の際に、タイヤに敷地の泥等も付着しますので、タイヤの洗浄を行って外に出ます。

(住民) そうですか。

(市職員) 外に持ち出さないようにします。

(住民) 子供達も通ります。

(市職員) はい。

(市職員) その他ございますでしょうか。よろしければ次のご説明に移りたいと思います。

説明資料【橘処理センター 土壌汚染の現況について】に基づき、橘処理センター土染の現況について、市職員から説明。
続いて質疑応答。

(市職員) 質疑応答に入らせていただきます。会の進行上、質問を続けて 3 問お受けしまして、まとめて市の担当より回答するという形で進めさせていただきます。それでは、質問のある方は挙手をお願いします。

- (住民) 土壌汚染対策って、具体的にどういう感じですか。土壌を交換するような感じですか。
- (市職員) 今回土壌の汚染されている範囲というのを調査して、今後更に細かい範囲を特定しまして、特定できたらその部分の土の全部の入れ替えをします。健全な土に入れ替えて汚染土壌が全て残らないよう工事をしていこうと考えています。
- (住民) いろんなポイントで調べて、1か所で見つかったらその後詳細を測定するのですか。
- (市職員) はい。詳細を測定します。
- (住民) 資料31ページにブルーシートによる養生の写真が出ているのですが、左側の写真だとこれで養生されているのか不安です。
- (市職員) 写真だと見づらいのですが。【スライドに写真を表示】
- (住民) 右の写真の養生はむき出しですよ。
- (市職員) こちらが汚染されてない範囲ですが、汚染されている範囲はシートがめくれ上がらないように石を置いています。
- (住民) 詳細を調べて、汚染されている範囲だけ隠しているのですね。
- (市職員) はい。そこはむき出しにならないようにしてあります。ただし、めくると見栄えはよくないので、気付いたら常時広げてめくれ上がることが無いように現場で管理しています。
- (住民) 雨等で汚染されている範囲が広がることはないのですね。
- (市職員) 今回発見されたのは第2種有害物質等の比較的重い物質で、水に溶けにくい物質にはなっています。そのため、雨が降ってそれが溶け出してどこかにいってしまうことは考えにくいと思いますが、ただ現実、溶出量はあるので、地下水の調査も行う管理体制をとっています。
- (住民) 今回解体するにあたって有害物質の調査をしています、そもそも解体工事をしていなかったら、こういう有害物質の調査は一般的にしてないのですか。
- (市職員) その他、御質問はございますでしょうか。
- (住民) 26ページの調査結果の写真ですが、調査点が真ん中に集中していますが、端の方の調査をしていないところは、どういう理由で調査をしなかったのですか。もしくは、する必要がなかったのですか。何か根拠等はあるのでしょうか。
- (市職員) 端の方といいますとこういうところですか。【スライドにポインタで示す。】
- (住民) そうですね、調査区画の6列目7列目あたりは調査点がないのですが、それはどういう意味でしょうか。
- (市職員) まず先ほどの、「今回解体工事を実施するから調査したのか」という御質問

ですが、基本的に土壌汚染対策法にもとづき条例で定められているのは、建物を休止した場合に土壌調査を実施する旨が定められていますので、今回橋処理センターに関しては建物の休止に併せて土壌調査を実施しております。なぜ、稼働中に測らないのかといいますと、土壌汚染調査するにあたって、アスファルトの部分等、剥がして穴をあけて調査をします。基本的に稼働中は24時間稼働して車も出入りしていますので、稼働中の調査は難しいです。

また、調査を実施していない部分がありますが、基本的に橋の構内が紫の線の内側になっていますので、この外側については橋処理センターの土地ではないので測定はやっておりません。この調査範囲の中で、30m角に1か所の測定が定められていますので、それに基づいて調査しています。この緑の太線の範囲が30mの範囲になっていますので、この範囲のなかで測定をやっていきます。なぜ端の方を調査しているのかといいますと、こちらの方は植栽帯になっていて、ここから先は車の出入りがない場所になっているので、焼却場に近い側の範囲で調査を実施しております。

(住民) 例えば第二種特定有害物質調査結果図 C、D の6列の辺りに基準不適合の調査点が並んでいますよね。ここで調査をして、土壌汚染が検出されたということは、「その南側の植栽付近は汚染されている可能性が高い」ということで、その範囲についても除染作業範囲となるのですか。それとも、調査点までが除染作業範囲となるのですか。

(市職員) 現在30m角で管理していますので、C6エリアで汚染が確認されていれば、C6エリア全てが汚染されているという扱いです。今後、ここからさらに、10m角に区切って汚染されているのかどうかということを確認いたします。

すでに測って出ている部分に関しては汚染有として、他に測っていない箇所が6か所ありますので、これらを測り、測った結果、問題がなければ、実際汚染されているのはこの2か所となり、今後再度細かく、30m角でなく10m角の調査をいたしまして表層調査を確定いたします。

そして、表層調査が確定いたしましたら、次に深度調査をやります。それで、どこまで汚染されているのか調査し、汚染の土壌把握をします。実際まだ工場棟等がありますので、表層調査もできていない部分がございます。そこは、今後解体工事を進めていく中で、建物がなくなったり、プラント機器がなくなったりした時点で再度調査を実施して、表面上どの範囲が汚染されているのかを確認し、汚染されている場合は深度調査も行い、汚染されている範囲を確認するという作業を行ってまいります。以上でよろしいでしょうか。

- (住民) もう1点だけよろしいでしょうか。G5エリアに3か所基準不適合の調査点があり、ここは敷地境界付近ですが、その扱いはどうなるのですか。
- (市職員) 基本的にはうちの敷地はこの範囲（紫で示した線）で、当然ここは計画敷地ではありません。隣の敷地の土を勝手に掘り返すというわけにはいきませんので、計画敷地の範囲で土の入れ替えを行います。
- (市職員) こちらは市民プラザに行く方の道路になっていまして、土壤汚染が検出されている箇所は調査点の低い箇所検出されております。橘処理センターと市民プラザの道路は高低差のある敷地で、市民プラザ側は高いところになりますので、土壤汚染範囲がそちらまで広がっているとは考えにくいと思っています。
- (市職員) その他、御質問はございますでしょうか。
- (住民) 今回の項目のところで、調査点で基準値不適合、例えばフッ素の基準値0.8等があるかと思うのですが、基準値に近い0.75や0.79等も含めて、全体的に土壤対策工事はやるということでしょうか。それともあくまでも基準不適合箇所周辺をやるということでしょうか。
- (市職員) 基本的には基準不適合の溶出量が確認されているところについて、全て土壤汚染対策工事を実施します。
- (住民) では基準適合で基準値に近いところは、除外するということですか。
- (市職員) 先ほど説明の中でもお伝えしました通り、0.8という基準は非常に厳しい数値に設定されていますので、基本的にそれを下回っていれば今回の追加調査の範囲から除外することになっています。
- (住民) 分かりました。
- (市職員) その他ございますでしょうか。
- (住民) 資料32ページの今後の計画の中で、これから新しいものを作ることですが、その辺の内容はホームページなどに掲載されていますか。
- (市職員) はい。大まかな計画は川崎市のホームページに載せています。また、本日は将来的な模型や完成予想図を外に展示してありますので、こんなイメージになりますというのは確認いただけるかと思います。
- また、施設内の機械等、こういったものを設置していくかは今後契約して詳細の設計をしてみますので、その中で決まっていく話になります。建設工事はある程度詳細が決まりましたら、改めて説明会を開催してお知らせしていこうと考えております。
- (住民) 稼働予定はもう決まっていますか。
- (市職員) 竣工という話になりますと平成35年度の中頃を予定しています。ただ、試運転でごみを燃やしますので、そういった意味では平成35年度の頭から燃やしていく形になるかと思います。

- (住民) その後、7年間1か所の場所を使っていく形ですか。
- (市職員) 今、川崎市では3処理センター体制をとっていますので、橘処理センターについては、今回竣工すれば次の建替えまでおそらく30年程のスパンになるかと思います。
- (市職員) 1つの処理センターの建替えまでは30年使って、30年経ったら、一度休止して建て替えの準備から建替え完了まで10年で、川崎市は4つのセンターのうち1つ休ませて建替えを行い、それができたら次のセンターを休止という形で4つのセンターをサイクルで3つ稼働していくやり方で考えております。
- (住民) 以前に、7年おきに何かやるという話を聞いたことがあります。
- (市職員) 7年という数値が的確かどうかはわかりませんが、30年全く手入れしないで動かすわけにはいきませんので、基幹整備など、目安として10年か15年位を目処に大規模整備をいれまして、さらに15年間もたすというイメージで考えています。
- ただ、使い方によって、そのスパンが10年毎という可能性もありますが、現状は30年の中で一度大規模整備という形で15年くらいを目安に手を入れる予定で考えております。
- (市職員) その他、御質問はございますでしょうか。
- 御質問がないようでしたら本日の説明会を閉会とさせていただきたいと思えます。本日はどうもありがとうございました。

—閉会